平成２５年（フ）第２２０号
神戸市西区大津和１丁目４番地の４　ロイヤルヒル２番館304号
債務者　白坂しのぶ
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番28―106号、住民票上の住所神戸市長田区久保町３丁目６番８号　サンライズＡ402号
債務者　吉川　晶良
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
神戸市西区伊川谷町有瀬950番地の13
債務者　亀田久美子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
神戸市西区大津和１丁目５番地の３　スプリングヒルズＢ305号
債務者　笹本有美子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
兵庫県明石市大久保町江井島1004番地の１　クレッシェンドＷＡＫＯＵ201号
債務者　小林　　秋（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
神戸市西区今寺37番地の２　ビューラーフジイ202号、前住所神戸市西区水谷１丁目１番32号
債務者　安藤　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
鳥取県境港市清水町722番地２　ナチュラル・カラー105
債務者　宮本哲徳こと　李　　哲徳
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１２号
愛媛県四国中央市川之江町2217番地28、前住所愛媛県四国中央市中曽根町239番地６
債務者　矢野すが子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６２号
福岡県宮若市長井鶴345番地３　コーポ木下５号、前住所鹿児島県薩摩川内市天辰町524番地
債務者　長谷場信治
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６１６号
福岡県中間市岩瀬西町20番29号、住民票上の住所奈良県大和高田市大字奥田155番地　33棟９号
債務者　大田　正弘
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９５号
宮崎市祇園１丁目16番地１　フォーブル祇園103号、前住所宮崎県延岡市尾崎町133番地２
債務者　工藤　照国
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙1771番地２
債務者　原井　麗子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿屋市新川町5534番地３　フェヴァリーＦ101号、前住所鹿児島県鹿屋市串良町有里8578番地46
債務者　末吉　秀太
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
鹿児島県肝属郡肝付町新富4721番地１、前住所鹿児島県肝属郡高山町新富5521番地２
債務者　上野　國博
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
富山市山室199番地14　メゾン山室305号
債務者　吉野　吾郎
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６１号
大阪府四條畷市楠公１丁目５番11号
債務者　田中チヤ子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部